

(仮称)滑川市手話言語条例(素案)

平成29年1月

滑川市産業民生部福祉介護課(社会福祉係)

（仮称）滑川市手話言語条例（素案）

ろう者は、聞こえないために音声言語による意思疎通が難しく、また、周囲の人々の手話への理解が十分でなかったため、日々の暮らしのなかで必要な情報が得られにくく、地域では孤立しがちでした。

聞こえる人も、ろう者をはじめとする聴覚に障害のある人について理解し、交流する機会が少なかったため、お互いを十分にわかり合うことができませんでした。

言語は、お互いの気持ちを分かり合い、知識を豊かにし、文化を創造するうえで不可欠なものです。

手話も、音声を使わずに手指や体の動き、表情を使い、独自の語彙と文法体系を持って視覚的に表現する、言語です。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために手話を大切に使い続けてきました。

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において手話が言語であることが明示されている今日、手話についても、その獲得や習得をはじめとする言語としての処遇が求められていますが、いまだ、社会において手話への理解や広がりを感じる状況にはありません。

滑川市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解と広がりをもって、市民が、聴覚に障害のある人がいることを受けとめ、地域で支え合い、手話を使って安心して元気に暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、本市の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解を広げ、市民が手話を使いやすい環境が整備されるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第4条 市民及び事業者は、第2条の基本理念にのっとり、手話への理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、あらかじめ、ろう者その他の聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第5条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

2 推進方針には、次の事項を定めるものとする。

（1）聴覚に障害のある人への理解の促進に関すること。

（2）手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。

（3）手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

（4）手話通訳者等の確保や養成など、意思疎通支援者に関すること。

（5）前4号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

3 推進方針は、市における障害者施策に関する他の計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、推進方針を定めるとともに、手話に関する施策の推進状況を点検し、及び評価をするための会議を設置する。

5 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（財政上の措置）

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

前文

ろう者は、聞こえないために音声言語による意思疎通が難しく、また、周囲の人々の手話への理解が十分でなかったため、日々の暮らしのなかで必要な情報が得られにくく、地域では孤立しがちでした。

聞こえる人も、ろう者をはじめとする聴覚に障害のある人について理解し、交流する機会が少なかったため、お互いを十分にわかり合うことができませんでした。

言語は、お互いの気持ちを分かり合い、知識を豊かにし、文化を創造するうえで不可欠なものです。

手話も、音声を使わずに手指や体の動き、表情を使い、独自の語彙と文法体系を持って視覚的に表現する、言語です。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために手話を大切に使い続けてきました。

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において手話が言語であることが明示されている今日、手話についても、その獲得や習得をはじめとする言語としての処遇が求められています。いまだ、社会において手話への理解や広がりを感じる状況にはありません。

滑川市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解と広がりをもって、市民が、聴覚に障害のある人がいることを受けとめ、地域で支え合い、手話を使って安心して元気に暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例を制定する背景や、条例の目指すものを説明しています。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が、社会に参加し、人間関係を育むために大切に使い続けてきたものです。

国内外において手話が言語であることが明示され、言語としての処遇が求められている今日においても、いまだ、わたしたちの日々の生活において、手話への理解や広がりを感じられる状況には至っていないのが現状です。

手話が、ろう者が大切に使いつづけてきた言語であるとの認識のもと、手話の理

解と普及を図るための施策を通じ、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしてこの条例を制定するものです。

第1条関係（条例の目的）

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、本市の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

この条例は、手話への理解や普及に関する基本理念や、市の責務、市民（市民全般を指します。）及び事業者（商業その他の事業を行う者で、法人・非法人、営利・非営利を問いません。）の役割を定めるものであり、今後、市が手話に関する施策を推進するにあたっての基本と位置づけられるものです。

第2条関係（施策の推進に際しての基本理念）

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

【趣旨】

この条例の基本理念を定めています。

この条例により推進していく各種の施策は、手話が、ろう者が大切に使い続けてきた言語であるとの認識のもと、手話を必要とする人々が、手話により意思疎通を図る権利を有し、尊重されなければならないことを基本として実施される必要があることを規定しています。

「手話を必要とする人々」とは、意思疎通の手段として手話を用いる人々全般を指すもので、聴覚に障害を持つかどうか、障害者手帳を持つかどうかは問いません。

また、ろう者をはじめとする聴覚に障害を持つ人のほか、その周りでともに生活する聞こえる人、きこえない・きこえにくい子やその保護者なども含むものであり、市は、これらの人々に対して本条の基本理念の具体化が図られるよう、各種の施策を実施することを規定しています。

第3条関係（市の責務）

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解を広げ、市民が手話を使いやすい環境が整備されるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【趣旨】

手話に関する施策を推進していくうえでの市の責務を定めています。

市は、手話やろう者をはじめとする聴覚に障害のある人に対する理解を深め、市民全般が手話を使いやすい環境を構築するための施策を総合的かつ計画的に実施し、聴覚に障害のある人と聞こえる人がともに助け合い元気にくらすまちづくりを推進していくものであることを規定しています。

第4条（市民及び事業者の役割）

（市民及び事業者の役割）

第4条 市民及び事業者は、第2条の基本理念にのっとり、手話への理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、あらかじめ、ろう者その他の聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条例の目的を実現するために、市民及び事業者が果たすべき役割について定めています。

第1項は、市民や事業者には、市が実施する施策への協力を通じて、手話やろう者をはじめとする聴覚に障害のある人への理解を深めるとともに、聴覚に障害のある人と聞こえる人がともに助け合い元気にくらすまちづくりに参加することを求めています。

第2項は、事業者が、ろう者をはじめとする聴覚に障害のある人に何らかのサービスを提供する場合において、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）第8条第2項に規定する意思の表明の有無を問わず、日ごろから、サービスを提供する際の合理的配慮に努めることを求めています。

なお、障害者から意思の表明があった場合には、民間事業者であっても、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）」により合理的配慮の義務が生じることに留意が必要です。

また、障害者が働きやすい環境を整備するなど、障害者の雇用における合理的配慮については、「障害者の雇用等の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）」により義務づけられていることにも併せて留意が必要です。

【参考】

○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

第8条 略

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 略

○障害者の雇用等の促進に関する法律

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第36条の2 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第5条関係（施策の推進方針及び附属機関の設置）

（施策の推進方針）

第5条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

2 推進方針には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 聴覚に障害のある人への理解の促進に関すること。
- (2) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (3) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (4) 手話通訳者等の確保や養成など、意思疎通支援者に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

3 推進方針は、市における障害者施策に関する他の計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、推進方針を定めるとともに、手話に関する施策の推進状況を点検し、及び評価をするための会議を設置する。

5 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

市が推進する施策の方針について定めています。

市は、手話に関する施策の推進方針を定め、その方針に基づき手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

推進方針では、推進すべき施策の方針として4つの事項（第2項第1号～第4号）を掲げ、今後、これに沿った具体的な施策（例えば、聴覚に障害を持つ人への理解の促進、手話への理解及び普及、手話による情報取得の拡大、手話通訳者等（手話奉仕員、要約筆記者などを含む）の確保や養成のための施策など）を順次、実施していきます。（第1項～第3項）

また、市だけでなく、聴覚に障害を持つ当事者や事業者などの関係者との協働により施策を推進していくため、推進方針の策定・変更や実施すべき施策の検討、施策の進捗状況の点検などを行う会議を設置します。（第4項・第5項）

第6条（財政上の措置）

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

市が、今後、各種の施策を推進していくうえで必要となる財政上の措置を講じるよう努める義務があることを定めています。

第7条（詳細に関する委任及び施行日）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【趣旨】

この条例を運用するにあたり必要となる詳細な事項については、市長が規則などで別に定めることとします。（第7条）

また、条例の施行は平成29年4月を予定しています。（附則）